

償却資産は1月31日までに申告してください

会社や個人で工場、商店、アパート、駐車場などを経営されている方が所有している事業用資産(構築物、機械、車両、工具、器具、備品など)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。南丹市内に償却資産を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、平成31年1月1日現在の所有資産について申告をしてください。

●業種別の主な償却資産(例示)

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、内外装、ネオンサイン、外溝、看板、机・椅子、エアコン、パソコン、コピー機、金庫、レジなど
小売業・飲食業	商品陳列ケース、カウンター、自動販売機、冷蔵・冷凍庫、厨房設備、テレビ、放送設備など
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、ビニール包装設備、給排水設備など
医院・歯科医院・薬局業	ベッド、各種医療機器、各種事務機器、待合室用椅子など
駐車場事業	塀、フェンス、屋外照明設備、駐車装置、料金精算機など
工場	構内舗装、旋盤、ボール盤、プレス機、洗浄給水設備、貯水設備など
娯楽業	パチンコ・スロット台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、防犯監視設備など
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機など
建設業	ブルドーザーやパワーショベルなど自動車税の課税対象以外の大型特殊自動車、ポンプ、発電機など
自動車整備業・ガソリン販売業	スチームクリーナー、オートリフト、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、地下タンクなど
農業	耕運機や田植機など軽自動車税の課税対象以外の農耕作業用車両、ビニールハウス、草刈機など

※太陽光発電設備も償却資産の対象となる場合があります。申告についてはお問い合わせの上、ご確認ください。

●**提出期限** 平成31年1月31日(木)までに、問合せ先に申告書を直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。

※例年申告いただいている方には申告書用紙を送付します。お手元に届かない場合や、新規に事業を始められた方など、申告書用紙が必要な場合はご連絡ください。

問税務課 ☎(0771)68-0004

問各支所 地域推進課 ☎八木(0771)68-0020

日吉(0771)68-0030 美山(0771)68-0040

税務署からのお知らせ

＜確定申告は自宅からインターネット利用が便利です＞

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って必要な項目を入力すれば、税金の額を自動的に計算でき、計算誤りもありませんので、ぜひご利用ください。

＜平成31年1月からe-Taxが簡単に＞

税務署に事前にIDパスワード方式の利用申請をされた方は、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書を、簡単に送信(提出)できるようになります。申請を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、早めに申請してください。

＜マイナンバーの記載などが必要です＞

申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が毎回必要です。

※e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

＜農業収支説明会を開催します＞

●**日時** 平成31年1月24日(木) 午前10時～11時

●**場所** 市役所3号庁舎2階第4会議室

●**対象** 農業所得のある方
※この説明会では、確定申告書の受け付けや個別相談は行いません。

※引き続き消費税の軽減税率説明会を午前11時～11時30分に開催します。参加希望者は事前にお問い合わせください。

問園部税務署

☎(0771)62-0340